

# クレームに記載されていない機能の関係で あなたのミーンズ・プラス・ファンクション分析を 損なわせてはいけない

筆者：アレック・ソバーニ (Alec Sobany, Ph.D.)  
& メーガン・フォーシェイ (Megan Forshey, Ph.D.)

米国連邦巡回区控訴裁判所 (CAFC) により下された最近の判決において、控訴裁判所は、35 U.S.C. § 112(f) に基づく明確性要件違反として特許クレームが無効であるという事実審裁判所の判定を覆しました。当該判決では、ミーンズ・プラス・ファンクションクレームを解釈する際に裁判所は、クレームが明細書に言及されたクレームに記載されていないタスクに対処していないということを理由にクレームを不適格とせず、重点をクレームに記載されている機能を実行する構造に厳密に置かなければならないことが強調されました。 *Gramm v. Deere & Company* 事件<sup>1</sup> に対する判定により、ミーンズ・プラス・ファンクション分析における過剰に制限される対応構造の落とし穴が特に注目されました。特に、特許実務家にとって、今回の判定から、明細書において開示されるミーンズ・プラス・ファンクション用語に関する構造はクレームに記載される機能さえ実行すればよいということが改めて認識させられました。クレームに記載されていないが明細書に言及されている追加の機能を実行する必要はありません。

## 事件の背景

今回の事件における紛争は、Richard Gramm (以下、「Gramm」と言う) が所有し、Reaper Solutions, LLC. (以下、「Reaper」と言う) に使用許諾した米国特許第 6,202,395 号にまつわれます。当該特許は、畑の中を移動しながら農作物の収穫機

---

<sup>1</sup> \_\_\_ F.4th \_\_\_, 2026 WL 680967 (Fed. Cir. Mar. 11, 2026).

のヘッダー（すなわち、収穫機の前部）を地面上の設定された高さに維持する装置が記載されています。争点となる重要なクレーム用語が「制御手段」（control means）でしたが、当事者の両方とも、それは 35 U.S.C. § 112(f)に基づくミーンズ・プラス・ファンクション限定であることに同意しました。

Gramm 及び Reaper は、Deere & Company（以下、「Deere」と言う）のヘッダーセンサキットが当該特許を侵害したとして訴訟を提起しました。地方裁判所は、クレーム解釈において、明細書に「制御手段」に対応した適切な構造が記載されていないからクレームは不明確であると判断しました。具体的に、当該特許の明細書は、「ヘッドコントローラ 20」を構造の一部として参照し、従来のもので 1997 年頃に Deere のコンバインに使用されたと記載しました。専門家証言により、Dial-A-Matic のバージョン 1、バージョン 2 及びバージョン 3 という 3 つのモデルが特定されました。バージョン 1 においては、高さを制御するために半導体とスイッチ等の論理回路が使用されました。バージョン 2 とバージョン 3 では、ソフトウェアによりプログラム化されたマイクロプロセッサに頼りました。Deere は、問題のクレームは、バージョン 1、2、3 の何れも制御手段の十分な構造を提供できなかったもので、35 U.S.C. § 112(f)に基づき不明確であると反論しました。バージョン 2 とバージョン 3 には、明細書に開示されていないコンピュータアルゴリズムが必要であり、バージョン 1 は、横方向の位置調整を制御することができませんでした。地方裁判所は、それに同意し、Deere に有利な判定を下しました。それに対し、Gramm と Reaper は上訴しました。

### ミーンズ・プラス・ファンクションクレームを理解する

発明者は、ミーンズ・プラス・ファンクションクレームにおいて、クレームの構成要素を、その特定の構造ではなく、その機能で記載することができます。このスタイルには厳格な制限が伴います。35 U.S.C. § 112(f)に基づき、クレームは、

明細書に開示される、クレームに記載されている機能を実行する対応構造とその均等物のみを包含します。

CAFCは、これらのクレームを解釈するための2ステップのプロセスの概要を説明しました。ステップ1では、クレーム文言からクレームに記載されている機能を特定します。ステップ2では、その機能に明確に結び付けられた構造について明細書を検討します。適切な構造が開示されていない場合、クレームは35 U.S.C. § 112(f)に基づき、不明確であると判断されます。

コンピュータにより実施される機能の場合には、特別な規則が適用されます。先のCAFC判決において説明されたように、もし構造が汎用コンピュータ又はマイクロプロセッサの場合、明細書はそれを特定用途の機器に変換又は変形するアルゴリズムを開示しなければなりません。そのようなアルゴリズムがなければ、マイクロプロセッサ単独では多くの開示されていない方法でタスクを実行し得るので、クレームは不明確であるとして無効とされます。

今回の事件の場合、クレームに記載されている機能は、当事者らが同意したように、「ヘッダーを地面上の指定された高さに維持するように第1信号に応じてヘッダーを上昇及び下降させる」ことです。明細書において、構造は「コントローラ・インターフェイス18」、「ヘッド・コントローラ20」、及び、「油圧制御システム38」に結び付けられました。それらは、当該特許の以下の図1に示されています。しかし、明細書において、ヘッドコントローラの説明に関し、それはヘッダーの高さ及び横方向の位置の両方を制御すると言及されました。

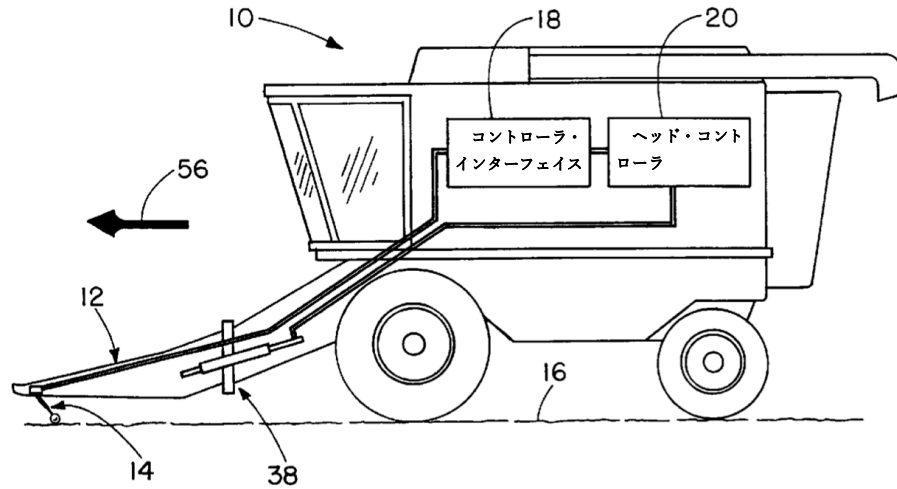


図 1

### 地方裁判所による分析

地方裁判所は、2ステップの分析において、クレームに記載されている機能を、ヘッダーの高さを制御することであるとして正確に特定しました。しかしながら、その対応構造を特定する際に、クレームに記載されていない横方向の位置調整制御という特定の種類の制御が明細書において言及されていることに重点を置きました。

地方裁判所は、明細書における Dial-A-Matic のバージョン 1 の論理回路は横方向の位置調整を実行できないということを理由に、その能力はクレームに記載されている機能の一部ではないにもかかわらず、それに関する開示を対応構造として除外しました。その後、高さ及び横方向の位置調整を制御できるバージョン 2 とバージョン 3 のみを検討しました。地方裁判所は、これらのバージョンは高さを制御するためにプログラム化されたマイクロプロセッサを使用したと判定しました。これは、CAFC の判例によるアルゴリズム開示要件適用のきっかけとなりました。しかしながら、裁判所は、明細書はアルゴリズムとして解釈されるのに十

分な実際のステップを提供しておらず当該機能を再度記載しているに過ぎないと判定しました。

### 連邦巡回区控訴裁判所による分析

まず、CAFCは、地方裁判所がクレームに記載される「高さを維持するためにヘッダーを上昇及び下降させる」機能を適切に特定したことに同意しました。

次に、裁判所は、対応構造について検討しました。CAFCは、ミーンズ・プラス・ファンクション限定はクレームに記載された機能に紐付けられた構造のみを包含すると強調しました。そのため、地方裁判所は、Dial-A-Maticのバージョン1の開示された論理回路はクレームに記載されていない横方向の位置調整に対処できないということだけで、それを高さ制御機能に十分に対応した構造として考慮しなかったことで誤った判定を下しました。

言い換えれば、明細書においてその横方向の位置調整機能に関する追加の言及は、横方向の制御はクレームに記載されている機能の必須な部分ではないので、構造は高さ制御機能に対応するものではないと判断する根拠とされるべきではありません。したがって、地方裁判所は、クレームに記載されていない機能に依拠したことで間違えて実際にクレームに記載されている機能を実行するのに十分な対応構造を拒絶しました。

重要な間違いとして、地方裁判所はDial-A-Maticのバージョン1を十分に開示された構造として拒絶しました。バージョン1が発明した時点で市販されており、収穫機のヘッダーの高さを制御するために、特別にプログラム化されたマイクロプロセッサではなく半導体及びスイッチの形の論理回路を搭載した又は備えたことは、議論する余地はありませんでした。商用的に入手可能なバージョン1が十分に特定される限り、特許権者は実際の論理回路自体を開示する必要はありませんでした。結果として、バージョン1が実際にそのような論理回路を備える

という異議のない専門家証言を考慮すれば、35 U.S.C. § 112(f)に規定されるアルゴリズム開示規則は適用されません。

## **結論**

今回の *Gramm* 事件により、ミーンズ・プラス・ファンクション分析において、クレームに実際に記載されている機能に重点を置くことが最も重要であることが改めて認識させられました。裁判所は、今回の事件の地方裁判所は、バージョン 1 は収穫機のヘッダーの高さ制御に加えて横方向制御ができないということだけを理由にそれを対応する構造の十分な開示として拒絶した時に起きてしまったように、明細書からクレームに記載されていない機能を組み込むと、誤った判断をしてしまいます。特許出願をドラフティングする際に、後に裁判所を混乱させ得る追加の機能を明細書に同時に記載せずに、構造をクレームに記載される機能に明確に結び付けるべきです。個々の機能の記載を明確に分けるように記載することが賢明です。また、訴訟弁護士は、開示された実施形態における追加の機能的能力が具体的にクレームに記載されていない場合にそれらは開示されている対応構造を制限するものではないことを強調するべきです。CAFC は、今回の事件の判定を覆したことによって、特許クレームはまるで最初から合格するつもりもなかった試験に落第したことが理由で無効とされないことを確認しました。